

**原価計算**  
解説シリーズ

組製品は「同一工程で製造」されるのか？

1 原価計算基準における組別総合原価計算に関する規定

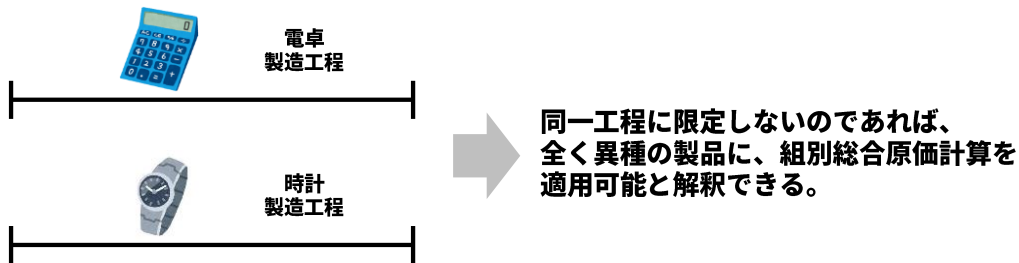
《 原価計算基準 23 項一部抜粋 》

23 組別総合原価計算

組別総合原価計算は、異種製品を組別に連続生産する生産形態に適用する。

⇒ 特に、「同一工程で生産する」旨の記載はない

仮に、全く異なる作り方をする製品にも組別総合原価計算を適用した場合、電卓と時計を製造している企業は、電卓と時計の原価計算に組別総合原価計算を適用できることになる。



2 原価計算研究者の書籍における記述

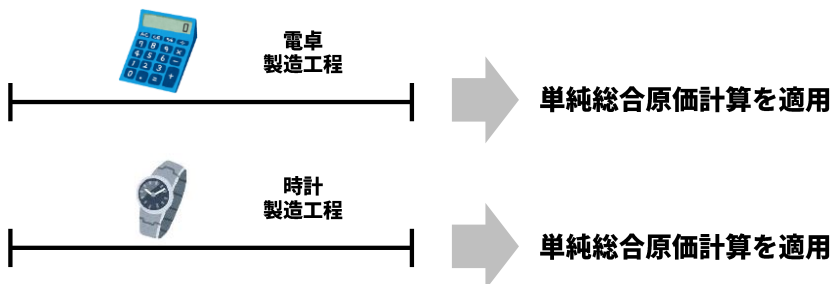
《 岡本 清著『原価計算 六訂版 p342』平成 12 年 4 月 10 日初版発行 》

組別総合原価計算は、同じ生産工程で異種の標準製品を量産する工場に適用される総合原価計算である。したがってこの計算方法は、科学、食品、自動車、電気、機械など各種の産業で広く採用されている。

⇒ はっきりと、「同一工程で生産する」と記載されている

※ 岡本教授以外に、故・番場嘉一郎教授、櫻井通晴教授、廣本敏郎教授などの書籍においても同様の記述がみられる。

仮に、岡本教授の理論に従い、同じ作り方をする製品のみが組別総合原価計算を適用できるものと解釈した場合、電卓と時計を製造している企業は、電卓と時計の原価計算に組別総合原価計算を適用できず、それぞれに単純総合原価計算を採用することになる。



**3 結論**

組別総合原価計算には、狭義のものと広義のものが存在し、2の原価計算研究者の書籍における記述は狭義の組別総合原価計算に該当し、1の原価計算基準における記述は広義の組別総合原価計算に該当すると考えられる。

**1. 「狭義の」組別総合原価計算**

同一工程において、異種製品を製造する場合に組別総合原価計算を適用する考え方。

製品例) 「緑茶」と「紅茶」

※ ①飲料製造⇒②容器詰め⇒③ラベル貼り⇒④箱詰め と、製造方法が共通するため、同一工程である。

**2. 「広義の」組別総合原価計算**

同一工程か否かに関わらず、異種製品を製造する場合に組別総合原価計算を適用する考え方。

製品例) 「電卓」と「時計」

※ 製品自体が全く異なるため、同一工程でなく、かつ異種製品である。

理論的には組別総合原価計算は、狭義のように捉えるべきであるが、実践規範である原価計算基準は、理論面だけでなく、実用性を重視し、広義のように捉えることも想定しているため、あえて「同一工程において」という文言を付さなかったと考えられる。